



6月1日～エアコン設置助成の対象を拡大します

低所得世帯エアコン設置助成



豊島区HP

対象者



以下の要件のすべてを満たすかた。**※世帯主が申請者となります。**

- ① 豊島区に住所のある住民税非課税世帯、住民税均等割のみ世帯、または児童扶養手当受給世帯
※令和7年度、令和8年度いずれか該当の世帯が対象
- ② 過去にエアコン設置助成を受けていないかた
- ③ 生活保護制度の扶助を受けていないかた

助成内容



助成上限額 **10万円**

- ・助成は一世帯1台、1回限り。
- ・**決定通知を受けた後に設置したエアコンが対象**です。
- ・取付工事費、取り外し、リサイクル料金も助成対象です。
- ・対象世帯が居住する住宅において使用するエアコンが対象です。
- ・事業用もしくは新築工事に合わせて設置するエアコンは対象外です。
- ・延長保証料のほか、店舗や事業者以外のかたへ支払った工事費は対象外です。
- ・購入費用と助成上限額のいずれか少ない額を助成します。(千円未満切り捨て)

※東京都の実施する「家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）」との併用もできます。

※当事業の詳細はホームページ（右のQRコードから参照可）をご確認ください。



東京ゼロエミHP

助成までの流れ

購入店で**宛名が申請者本人の領収書**を受け取ります。



以下のQRコードから電子申請がご利用いただけます。

【65歳未満のかたのみの世帯】



【65歳以上のかたがいる世帯】



請求...担当窓口（裏面参照）へ請求手続きを行ってください。

✓窓口での請求で必要なもの

- ①助成金請求書兼口座振替依頼書、②振込先通帳のコピー、③領収書のコピー（氏名、金額、日付、内訳の記載が必要）、④印鑑

※立て替え払いが難しい場合は、販売店による代理受領方式について申請先へご相談ください。

受付期間

○申請期間 令和8年6月1日～令和9年3月31日

○請求期限 令和9年4月16日まで

申請先は裏面参照

申請先

65歳未満のかたのみの世帯

豊島区 福祉部 くらし・居住支援課 自立相談支援グループ

☎ 03-4566-2420（エアコン助成事業コールセンター）

65歳以上のかたがいたる世帯

各高齢者総合相談センター（下表参照）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 地 域
菊かおる園 高齢者総合相談センター	西巣鴨2-30-19 特別養護老人ホーム 「菊かおる園」内	03-3576-2245	巣鴨3～5丁目 西巣鴨1～4丁目 北大塚1・2丁目
東 部 高齢者総合相談センター	南大塚2-36-2	03-5319-8703	駒込1～7丁目 巣鴨1・2丁目 南大塚1～3丁目
東部 高齢者総合相談センター こまごめ相談室	駒込2-2-4 区民ひろば駒込内	03-6903-5137	
中 央 高齢者総合相談センター	東池袋1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4階	03-5985-2850	北大塚3丁目 上池袋1～4丁目 東池袋1～5丁目
ふくろうの杜 高齢者総合相談センター	南池袋3-7-8 「オリナスふくろうの杜」 1階	03-5958-1208	南池袋1～4丁目 雑司が谷1～3丁目 高田1～3丁目 目白1・2丁目
豊島区医師会 高齢者総合相談センター	西池袋3-22-16 豊島区医師会館2階	03-3986-3993	西池袋1～5丁目 池袋3丁目 目白3～5丁目
いけよんの郷 高齢者総合相談センター	池袋本町1-29-12 特別養護老人ホーム 「池袋ほんちょうの郷」内	03-3986-0917	池袋1・2・4丁目 池袋本町1～4丁目
アトリエ村 高齢者総合相談センター	長崎4-23-1 特別養護老人ホーム 「アトリエ村」内	03-5965-3415	南長崎1～6丁目 長崎2～6丁目
西 部 高齢者総合相談センター	千早2-39-16 西部区民事務所等 複合施設2階	03-3974-0065	長崎1丁目 千早1～4丁目 要町1～3丁目 高松1～3丁目 千川1・2丁目



お近くの高齢者総合相談センターがわからないかたは右記へお問合せください

豊島区 福祉部

高齢者福祉課高齢者事業グループ

☎ 03-4566-2432